

多度津町告示第90号

多度津町広報紙掲載基準を次のように定める。

令和5年12月13日

多度津町長 丸尾 幸雄

多度津町広報紙掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、多度津町（以下「町」という。）が発行する広報たどつ（以下「広報紙」という。）に掲載するイベント、講座、会議、募集等（以下「イベント等」という。）の案内の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載できる記事の範囲)

第2条 広報紙に案内を掲載することができるイベント等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町又は町教育委員会が主催・共催・後援しているもの
- (2) 町以外の官公庁が主催・共催・後援・推薦しているもの
- (3) 公共的団体又は公共的施設が主催・共催・後援・推薦しているもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に町民の便益に供すると判断できるもの

2 次の各号のいずれかに該当するものは、掲載しないものとする。

- (1) 町の品位、公共性又は公益性を損なうおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反すると認められるもの
- (3) 政治的、宗教的又は選挙活動になるもの
- (4) 営利目的と認められるもの
- (5) 虚偽の掲載申込みをしたことが判明したもの
- (6) 協賛、寄付その他金銭や物品を募ることを主な内容としているもの

- (7) 広告となるもの
- (8) 掲載意図及び内容が明確でないもの
- (9) 問合せ先や担当者が不明確なもの
- (10) 町民の誤解を招く恐れがあるもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町が掲載を不相当と認めたもの
(掲載する記事の優先順位)

第3条 広報紙に掲載する記事が通常使用する範囲を超える場合、町が主催・共催する記事の次に町以外の官公庁が主催・共催するものを優先するものとし、その次に優先するものは、次に掲げる項目を多く満たすものから掲載するものとする。ただし、同一主催者のイベント等の案内で、過去2か月以内に掲載したものは、この限りでない。

- (1) 町及び町以外の官公庁が後援するイベント等に関するもの
- (2) 参加費又は会費が無料のイベント等に関するもの
- (3) 開催地が町内であるもの
- (4) 町内在住者からの依頼であるもの
- (5) 町民生活に有益な内容であるもの
(掲載依頼方法)

第4条 掲載依頼者は、掲載する情報を記載した原稿案を窓口、メール、FAX、郵送等の方法で担当課へ提出するものとする。

2 提出期限は、掲載希望月の2か月前の月25日（閉庁日の場合は、直前の開庁日）とし、郵送で提出する場合は、提出期限必着とする。ただし、町民生活に影響が及ぶなど緊急性が高いときは、この限りでない。

(掲載内容)

第5条 掲載内容は、原則として、次のとおりとする。

- (1) 内容
- (2) 日時
- (3) 場所
- (4) 対象
- (5) 定員
- (6) 料金

(7) 申込み

(8) 問合せ

(了解事項)

第6条 掲載依頼者は、次の各号の全てを了解するものとする。

(1) 掲載記事を町ホームページ等に掲載すること。

(2) 掲載の可否及び掲載希望月の変更については、町へ一任すること。

(3) 掲載内容についての問合せに対し、誠実に対応すること。

(4) 勧誘や販売など、掲載内容以外の行為を行わないこと。

(5) 原稿内容を、担当課において編集すること。

附 則

この基準は、令和6年1月1日から施行する。